

議案第20号

守谷市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成16年守谷市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「法20条第1項に規定する特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える。

第3条中「守谷駅周辺地区地区計画（平成11年守谷町告示第83号）」を「都市計画法第20条第1項の規定により告示された中央地区計画」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第20号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、駐車場法施行令の一部を改正する政令が施行され駐車場法において定義されている特定用途に共同住宅が追加されることに伴い、条例において既に規定する共同住宅に対する部分の重複を避けるため、また、適用区域として指定している地区計画の名称が変更したため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市建築物における駐車施設の附置等に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) から (4) まで (略) (5) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途<u>(共同住宅を除く。)</u>をいう。 (6) (略) (適用区域) 第3条 この条例を適用する区域（以下「適用区域」という。）は、<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された中央地区計画</u>区域内の商業A地区とする。	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) から (4) まで (略) (5) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途_____をいう。 (6) (略) (適用区域) 第3条 この条例を適用する区域（以下「適用区域」という。）は、<u>守谷駅周辺地区地区計画（平成11年守谷町告示第83号）</u>区域内の商業A地区とする。